

2017年12月18日 全11頁

銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】

原案通り確定。国際統一基準行は18年3月期、国内基準行は19年3月期より適用

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 12月11日、金融庁が金利リスクのモニタリング手法等の見直しを公表した。6月30日に公表された改正案が、原案通り確定したことが明らかになった。
- 国際統一基準行について、2018年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「Tier1資本の15%」を超えていないかモニタリングが行われる。国内基準行については、2019年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「自己資本の20%」（現行比率を維持）を超えていないかモニタリングが行われる。
- 改正案と同様、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクの計測手法が今回の改正では明らかになっていない。早期に明らかにされることが期待される。

1. はじめに

2017年12月11日、金融庁が、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して、「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下、「主要行監督指針」）¹・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下、「中小・地域金融機関監督指針」）²等と、自己資本比率規制の開示（いわゆる第3の柱）に関する告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項。以下、「開示告示」）の改正を公表した³。

今回の改正は、銀行勘定の金利リスクが自己資本の一定水準を超えていないかをモニタリングする、いわゆる「アウトライヤー基準」を見直すものである。6月30日に改正案が公表されており、数箇所の軽微な語句修正があったのみで、ほぼ改正案通りの内容となった。今回の改

¹ いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行が主要行等に該当する。

² 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組が中小・地域金融機関に該当する。

³ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20171211.html>)。なお、あわせて開示告示の包括的な改正も公表されているが、本稿では扱わない。

正の全体像は次のようにまとめることができるだろう。

図表 1 改正の全体像

	主な内容	適用時期	
		国際統一基準行	国内基準行
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行勘定の金利リスク（金利ショックに対する経済的価値の減少額（後述の△EVE））が以下の水準を超えないかモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・国際統一基準行：Tier1 資本の 15% ・国内基準行：自己資本の 20%（※） 		2019 年 3 月期
開示	<ul style="list-style-type: none"> （国際統一基準行について以下の見直し） ○開示様式を定め、銀行勘定の金利リスクの計測シナリオを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的価値の減少額は 6 個、金利収益の減少額は 2 個 ○定性的開示事項を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性預金の平均・最長満期や満期割り当てのモデル等を追加 （国内基準行については改正されていない） 	2018 年 3 月期	現時点で未改正

（※）現行制度（改正前）の下でも、銀行勘定の金利リスクが自己資本の 20%を超えるかモニタリングが行われており、国内基準行については、この比率は維持されている。しかし、銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しは、国内基準行については現時点で明らかではない。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、改正の内容について解説する。改正の経緯については、拙稿「銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表」（2017 年 7 月 18 日付大和総研レポート）⁴を参照いただきたい。

2. 国際統一基準行についての改正

（1）モニタリングに関する改正

（ア）アウトライヤー基準の見直し

今回の改正では、国際統一基準行の「アウトライヤー基準」⁵が見直され、図表 2 の a. 及び b. に該当すれば、オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒として「深度ある対話を行う必要があると認められる銀行」と特定される（改正後の主要行監督指針Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-5-3(2)②）。2018 年 3 月 31 日以降は次の基準が適用される。

⁴ http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170718_012147.html

⁵ 改正後の監督指針では、「アウトライヤー基準」という文言は現行制度（改正前）上の基準のみを指しており、改正で追加される基準には、特段名称は付されておらず、「アウトライヤー基準」と呼ばれているわけではない。ここでは、早期警戒制度の対応措置が行われる銀行を特定する基準という意味で便宜的に使用している。

図表 2 アウトライヤー基準の改正（国際統一基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > Tier1 資本の 15%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※）改正後の開示告示（後述）に規定される△EVEを指す。具体的計測方法は後述。

（出所）改正後の監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

上記「b. オフサイトモニタリングデータの追加分析」は、具体的には、以下の①を基本的な着眼点としつつ、②～⑤の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断するとされている（ただし、例えば①において両者が具体的にどのような関係である場合が問題になるかは明らかでない）。

図表 3 オフサイトモニタリングデータの追加分析

基本的な着眼点	①「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係
その他の踏まえるべき観点	②「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係 ③「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係 ④「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係 ⑤「金利ショックが将来収益に与える影響」

（出所）改正後の監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

上記①～③に関して、「自己資本の余裕」とは、自己資本の最低水準（普通株式等 Tier1 比率：4.5%、Tier1 比率：6%、総自己資本比率：8%）を上回る額を指す。ただし、「当局が分析を行う際には、金融・経済状況を踏まえ、資本バッファ比率（資本保全バッファ比率、カウンター・シクリカル・バッファ比率、G-SIBs/D-SIBs バッファ比率）も参考にする場合があります」とされている（「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（以下、「金融庁の考え方」）No. 4）。

銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によってリスク量の変動する。今回の改正でコア預金の定義は変更されていない（末尾参照）。

◆内部モデルを使用する場合の留意点

銀行は、銀行勘定の金利リスクを内部モデルを使用して計測することが認められるが、その場合は次の枠内の①②を全て満たすことが求められる。また、「監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する」とされている。

- ①モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われること
- ②モデルについての必要な情報、管理の枠組み及び検証の過程が適切に文書化されること。
 - 「必要な情報」には、目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等が含まれる。
 - 「管理の枠組み」には、方針、検証の手順、組織体制等が含まれる。

◆「行動オプション性」の反映

銀行が銀行勘定の金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる「行動オプション性」を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することが求められる。「行動オプション性」とは、「金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響」を指し、行動オプション性の考慮が求められる事例として、以下が挙げられている。例えば①は、普通預金（流動性預金）より定期預金の金利が高くなったときに、普通預金を預けている顧客は、手元資金のために必要な金額以上は定期預金に預け替えた方が有利であるにもかかわらず、そのようにせず、普通預金に資金が滞留する場合は該当する。

- ①流動性預金の滞留
- ②固定金利貸出の期限前返済
- ③定期預金の早期解約
- ④個人向けの金利コミットメントラインの実行 等

行動オプション性の「保守的な前提」の反映に関して、「当局の考え方等は、何らかの形で、一定程度明確化することを検討しております」とされている（金融庁の考え方 No. 11）。

◆重要性テストに該当した場合の留意点

改正後の監督指針は、重要性テストに該当した場合について以下のように記載し、重要性テストに該当したことをもって、「銀行が過大なリスクテイクを行っている」とみなされるものではないことを明らかにしている。なお、現行監督指針（改正前）にも、アウトライヤー基準に該当した場合について同様の記載がある。

重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っているとみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。（下線は引用者による）

(イ) 早期警戒ラインに該当した銀行への対応の具体化

改正後の監督指針は、上記のアウトライヤー基準を含め、早期警戒ラインに該当した銀行への対応を具体化⁶しており、図表4の対応等を行うとされている。銀行の自己評価を十分に踏まえながら課題とその原因を明確化し、必要に応じて、改善対応策の実行状況をフォローアップすることとされている（改正後の主要行監督指針Ⅲ-2-3-1-5(4)、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-2-2）。

図表4 早期警戒ラインに該当した銀行への対応（※1）

①当局における分析	基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。
②対話を通じた課題の明確化と共有	構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。
③改善に向けた監督・対話	共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う（※2）。

（※1）個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行う。

（※2）銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、当局は、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認する。

（出所）改正後の主要行監督指針Ⅲ-2-3-1-5(4)、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-2-2

(2) 開示に関する改正

改正前の開示告示で、銀行勘定の金利リスクに関して、以下の項目を開示することが求められている（改正前の開示告示2条3項9号・4項9号）。

①定量的開示項目

(a) 銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

②定性的開示項目

(a) リスク管理の方針及び手続の概要⁷

(b) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要⁸

(ア) 定量的開示項目の様式

改正後の開示告示は、銀行勘定の金利リスク⁹に関する定量的開示項目について、期末に次の

⁶ 現行監督指針（改正前）では、早期警戒ラインに該当した銀行への対応として、ヒアリングや報告徴求等でリスク等の実態を把握し、銀行に的確なリスク管理を促すことが記載されている。

⁷ 改正前の監督指針により、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制の記載が求められる（改正前の主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、改正前の中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩）。

⁸ 改正前の監督指針により、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む）、リスク計測の頻度等の記載が求められる（改正前の主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、改正前の中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩）。

様式で開示するよう求めている（改正後の開示告示 2 条 5 項、別紙様式 2 号 30 面）。中間期末にも同様の様式で開示することが求められる（改正後の開示告示 3 条 4 項、別紙様式 4 号 24 面）。

図表 5 銀行勘定の金利リスクの記載様式

（単位：百万円）

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE (※1)		ΔNII (※2)	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(※1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。EVE は Economic Value of Equity の略（引用者追記）。

(※2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。NII は Net Interest Income の略（引用者追記）。

（出所）改正後の開示告示 別紙様式 2 号 30 面を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 の様式の各欄には、項番 1～6 のシナリオに沿った金利ショックが与えられた場合の経済的価値の減少額（ΔEVE）と、項番 1・2 のシナリオに沿った金利ショックが与えられた場合の金利収益の減少額（ΔNII）を計測し、それらの値とその最大値を記載する。

各シナリオにおける金利ショックはそれぞれ、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに図表 6 の金利変動幅を加えたショックである（改正後の開示告示 別紙様式 2 号 30 面・4 号 24 面）。例えば、米国ドルの場合、「上方パラレルシフト」のシナリオでは、算出基準日時点のリスクフリー・レートに 200 ベーシス・ポイント（図表 6 下表の金利変動幅の「パラレル」の欄）を加える金利ショックに基づき、ΔEVE 及び ΔNII を計測することとなる。

⁹ 改正後の開示告示では、「金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）」と規定されている。

図表 6 各シナリオにおける金利ショック

シナリオ	加算する金利変動幅
①上方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値
②下方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値にマイナス 1 を乗じた額
③スティープ化	$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) + 0.9 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
④フラット化	$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) - 0.6 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
⑤短期金利上昇	$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$
⑥短期金利低下	上記の $\Delta R_{short,c}(t)$ にマイナス 1 を乗じた額

(※) c は通貨、 t は将来の期間を年数で表した値、 $\bar{R}_{short,c}$ は下表の短期金利の欄の金利変動幅、 $\bar{R}_{long,c}$ は下表の長期金利の欄の金利変動幅を表す。 x は 4 とする。

通貨（便宜的に国名を記載）	金利変動幅（単位：ベースポイント）		
	パラレル	短期金利	長期金利
日本	100	100	100
スイス	100	150	100
シンガポール	150	200	100
ユーロ参加国、香港	200	250	100
米国、カナダ、サウジアラビア、スウェーデン	200	300	150
英国、中国	250	300	150
韓国	300	400	200
オーストラリア	300	450	200
アルゼンチン、インド、インドネシア、トルコ、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、ロシア	400	500	300
その他	100~400 (※)	100~500 (※)	100~300 (※)

(※) この範囲で自金融機関が定める値。

(出所) 改正後の開示告示 別紙様式 2 号 30 面を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 定性的開示項目の記載内容の拡充

銀行勘定の金利リスクに関連して、記載上の留意事項を規定している監督指針は、今回の改正で記載内容を拡充している。具体的には、「金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）」について、次の記載が求められる（改正後の主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(1)⑩、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(1)⑩）。

図表 7 定性的開示項目の記載内容

改正後の開示告示で記載が求められる事項	改正後の監督指針に規定されている記載上の留意事項
① リスク管理の方針及び手続の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 ・ 金利リスク計測の頻度 ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
② 金利リスクの算定手法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> — 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 — 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 — 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提 — 固定金利貸出（※1）の期限前償還や定期預金の早期解約（※2）に関する前提 — 複数の通貨の集計方法及びその前提 — スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等） — 内部モデルの使用等、ΔEVE 及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提 — 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 — 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 ・ 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> — 金利ショックに関する説明 — 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII と大きく異なる点）

（※1）改正案では、単に「貸出」とされていた。

（※2）改正案では、「期限前解約」とされていた。

（出所）改正後の開示告示 2 条 3 項 10 号、改正後の主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(1)⑩、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(1)⑩を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 国内基準行についての改正

前述のように、今回の改正では国内基準行について、モニタリングに関する改正が、国際統一基準行の 1 年後の 2019 年 3 月期から適用予定であることが明らかにされた。しかし、国内基準行についての開示に関する改正は今回の改正に含まれていない。モニタリングに関する改正は、国際統一基準行と基本的に同様の枠組みが適用されるが、主な違いとして、アウトライヤー基準の重要性テストが、国内基準行では「自己資本の 20%」が基準になっている（ただし、銀行勘定の金利リスクの計測方法は現時点で不明）。以下、国内基準行についてのモニタリング

に関する改正について説明するが、国際統一基準行との相違点は下線でハイライトしている。

今回の改正では、国内基準行についても、「アウトライヤー基準」が基本的に国際統一基準行と同様の枠組みに見直されている。図表 8 の a. 及び b. に該当すれば、「深度ある対話を行う必要があると認められる銀行」と特定される（改正後の主要行監督指針Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ、改正後の中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-5-3(2)②）。2019年3月期以降は下記の基準が適用される。

図表 8 アウトライヤー基準の改正（国内基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > 自己資本の 20%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※）ΔEVE を指すが**具体的計測方法は現時点で明らかでない**（今後公表されると推測される開示告示の改正で明らかになると予想される）。

（出所）改正後の監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

上記「b. オフサイトモニタリングデータの追加分析」は、具体的には、以下の①を基本的な着眼点としつつ、以下の②～⑤の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断するとされている（ただし、例えば①において両者が具体的にどのような関係の場合が問題になるかは明らかでない）。

図表 9 オフサイトモニタリングデータの追加分析

基本的な着眼点	①「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係
その他の踏まえるべき観点	②「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係 ③「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」(※1)との関係 ④「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係 ⑤「金利ショックが将来収益に与える影響」(※2)

（※1）自己資本の最低水準を上回る額。国内基準行の場合、有価証券の含み損益を勘案する（なお、国際統一基準行の場合は改正前の制度においても自己資本に有価証券の含み損益が勘案されている）。

（※2）国内基準行の場合、本項目は 2020 年 3 月期より適用する。

（出所）改正後の監督指針を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

国際統一基準行について、2. (1) (ア) の「内部モデルを使用する場合の留意点」「『行動オプション性』の反映」「重要性テストに該当した場合の留意点」及び 2. (1) (イ) で記載した内容は、国内基準行についても同様に当てはまるため、そちらを参照いただきたい。

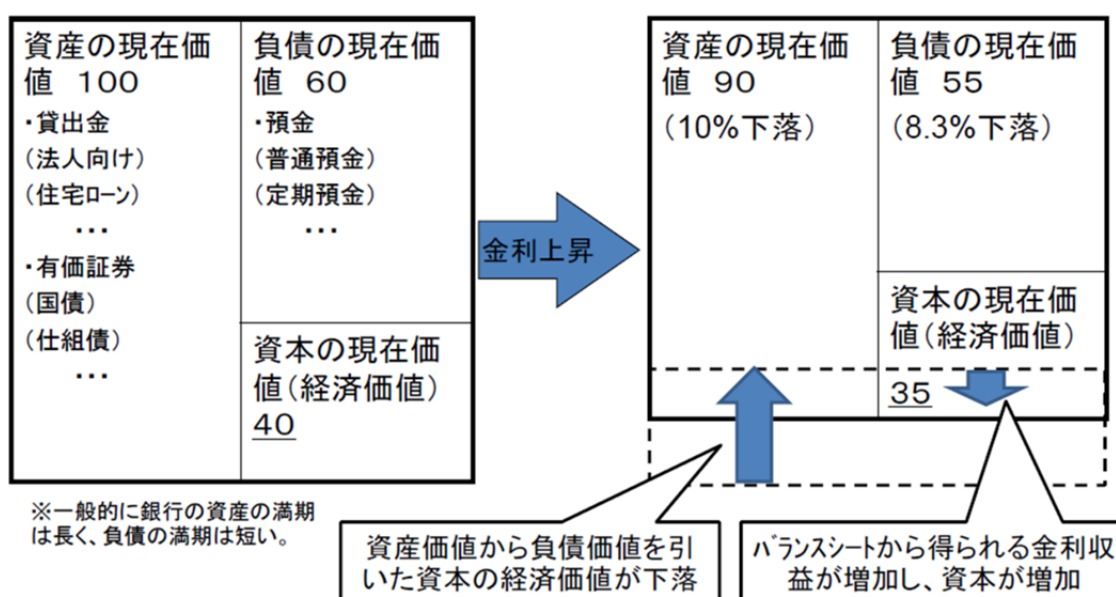
（以上）

(参考) 現行制度における取扱い

(1) 銀行勘定の金利リスクとは

銀行の業務は、貸出や預金を中心とした取引を經理する銀行勘定と、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的に行う取引を經理するトレーディング勘定に分類される。銀行勘定の金利リスクとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格あるいは収益が変動することにより生じるリスクを指す。典型的な事例として、金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響を図示すると、以下のようになる。

図表 10 金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響



(出所) 金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」(2015年8月) (<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20150609-1/02.pdf>)

図表 10 の通り、金利が上昇した場合、銀行が資産として保有している有価証券(国債・外債等)や貸出金の経済的価値、及び銀行の負債である預金の経済的価値がそれぞれ減少する。一般的に銀行は「短期調達、長期運用」を行っており、資産の満期は長く、負債の満期は短いため、資産の経済的価値の減少額(純資産のマイナスになる)の方が負債の経済的価値の減少額(純資産のプラスになる)よりも大きくなる傾向にある。そのため、金利が上昇した場合、一般的に、資産価値から負債価値を引いた資本の経済的価値は下落することになる。一方、金利が上昇した場合、金利収益は増加することになる。

(2) 現行制度における取扱い

現行の「アウトライヤー基準」では、銀行勘定の金利リスクが、自己資本(Tier1資本+Tier2資本)の20%を超えるか否かが当局によってモニタリングされる。銀行勘定の金利リスクは、

原則として¹⁰、上下に一定の「標準的金利ショック」を与えた場合の、銀行勘定の資産・負債・オフバランスシート項目のネットの経済的価値の低下額として算出される。そして、標準的金利ショックは、監督指針において、以下のいずれかを銀行が選択することとされている¹¹。

- ①上下 200 ベーシス・ポイント（2%）の平行移動による金利ショック
- ②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動のうち、下から 1% 目の数値（※）と 99% 目の数値（※）による金利ショック

（※）下から 1% 目の数値を「1 パーセンタイル値」、下から 99% 目の数値を「99 パーセンタイル値」という。

上記の通り、銀行勘定の金利リスクは金利ショックが与えられた場合のネットの経済的価値の低下額として算出される。金利が上昇した場合を前提に説明すると、金利上昇による資産の目減り（前掲図表 10 では 10（=100-90））から負債の縮減額（図表 10 では 5（=60-55））を引いた額（図表 10 では 5（=10-5））と算出される。そのため、負債の縮減額が大きいほど、銀行勘定の金利リスクは小さくなる。負債は、満期が長いほど金利上昇時の縮減額が大きいいため、満期が長い負債が多いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなることになる。

ところで、一般に銀行の普通預金などの中には、随時払い出しが可能であるにもかかわらず、実態上は引き出されることなく、長期間銀行に滞留するものがあり、このような預金は「コア預金」と呼ばれる。コア預金は実態を踏まえ、監督指針上、満期が長い負債として扱われる。満期が長い負債が多いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなるため、コア預金が多いほど、また、引き出しまでの期間が長いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなる。

現行監督指針では、コア預金の定義が、以下の a. 又は b. と規定されている（主要行監督指針Ⅲ-2-3-3-3 (1) ③ロの（注 1）二.、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-2-5-3②（注 1）二. 参照）。

- a. 以下のうち最小の額を上限とし、満期は 5 年以内（平均 2.5 年以内）として銀行が独自に定める。
 - ①過去 5 年の最低残高
 - ②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
 - ③現残高の 50% 相当額
- b. 銀行の内部管理上の定義

¹⁰ 銀行が内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法がある場合は、その合理性を当局に説明できれば、その方法を使用することが認められる（主要行監督指針Ⅲ-2-3-3-3 (1) ③ロの（注 1）三. 参照）。

¹¹ 近年、低金利の状況が続いているため、本文枠内の②の標準的金利ショックの方が金利リスク量は小さく算出される（アウトライヤー基準に該当する範囲が狭まる）傾向にある。そのため、多くの銀行は標準的金利ショックとして本文枠内の②を選択していると言われている。